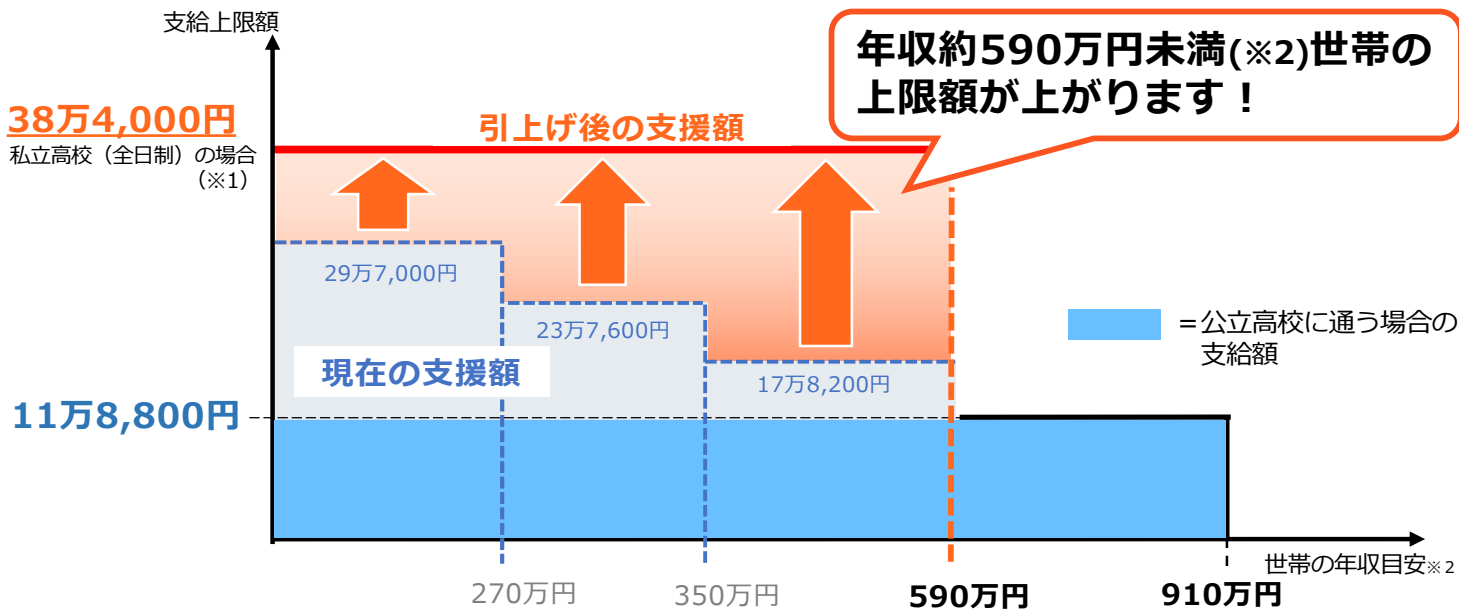


令和2年4月から

私立高校授業料実質無償化

がスタート！

高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）の制度改正で、私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなります！



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円、
国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4600円が支給上限額。

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）。

お申込みについて

（新入生の皆さん）

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。
※令和2年4月より、一部の書類がオンラインにより提出できるようになります。

（在校生の皆さん）

収入状況の届出を行う7月頃に学校から案内があります。
既にマイナンバーにより手続きをして、受給されている方は、マイナンバーカードの写し等の再提出は不要です（保護者に変更のある場合を除く）。



現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。

在校生（令和2年度よりも前に入学した生徒）も対象です。

※平成25年度以前の制度で受給している生徒は対象外です。

文部科学省のwebサイトには、
各制度の詳細情報、各都道府県担当連絡先、
令和2年度以降の制度に関する最新情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



対象となる方の判定基準について

令和2年4月分～6月分（令和元年度と同様）

○都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（両親2人分の合計額）により判定

所得割額の合算額 < **257,500円**
都道府県民税103,000円+市町村民税154,500円
 (年収590万円未満に相当)

支給額：最大384,000円
 (月額：32,000円)

(257,500円以上)
 < **507,000円**
都道府県民税202,800円+市町村民税304,200円
 (年収910万円未満に相当)

支給額：118,800円
 (月額：9,900円)

*確認方法→令和元年度の課税証明書等で確認

課税証明書等に記載されている「市町村民税所得割額」「都道府県民税所得割額」を確認し、金額を合算します。

住民税決定通知書の場合

見本

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	受給者番号	氏名	税額	税額	税額
給与収入 給与所得 給与所得控除 所得割額	所得割額	道府県民税 市町村民税	所得割額	道府県民税 市町村民税	所得割額
控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となります。					

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

課税証明書の場合

見本

市町村民税・道府県民税課税証明書	納税義務者 住所 氏名	所得の金額 収入金額 給与所得 給与所得控除 所得割額	税額 道府県民税 市町村民税	所得割額 道府県民税 市町村民税
市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します				

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となります。

令和2年7月分以降（新しい判定基準）

○次の計算式（両親2人分の合計額）により判定

【計算式】 **市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **154,500円**

支給額：最大384,000円
 (月額：32,000円)

(154,500円以上)
 < **304,200円**

支給額：118,800円
 (月額：9,900円)

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



（参考）支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与と所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。